

第1章

計画の基本的事項

1. 1 計画策定の趣旨
1. 2 計画策定の背景
1. 3 計画の位置づけ
1. 4 計画の対象地域及び期間等
1. 5 計画の構成

1.1 計画策定の趣旨

環境基本計画は、「第4次枚方市総合計画」のめざすまちの姿である「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」の実現を環境面において補完・具体化するとともに、「枚方市環境基本条例」の基本理念に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

本市では、「枚方市環境基本条例」に基づき平成13年2月に「枚方市環境基本計画」を策定し、市民・事業者とともに様々な環境保全の取り組みを推進してきました。しかし、策定から10年が経過し、地球温暖化対策の本格化や生物多様性の重要性の高まりなど、環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

これらの社会状況等の変化に対応するだけでなく、これまでの環境保全の取り組みを踏まえ、「第4次枚方市総合計画第2期基本計画」や分野別行政計画である「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」などとの整合を図るとともに、より具体性・実効性の高い基本計画とするために、新たな計画を策定しました。



淀川の流れと枚方市のまち並み

1.2 計画策定の背景

1) 前計画における主な取り組み

平成13年10月に環境管理の国際規格であるISO14001を認証取得し、環境マネジメントシステムを構築するとともに、市立学校園においても、本市独自の「学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)」を構築し、環境保全の取り組みを推進してきました。また、平成16年2月には、市民・事業者・行政のパートナーシップ組織である「ひらかた環境ネットワーク会議」が発足し、平成18年4月にはNPO法人化しました。

本市では、「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」をはじめとする環境関連市民活動団体や事業者と連携・協力しながら、啓発活動等の取り組みを行うなど、地球温暖化対策や廃棄物・リサイクル対策などの様々な施策・事業を進めてきました。

(1) 地球温暖化防止に向けた取り組み

平成16年3月に「枚方市地域新エネルギービジョン」を、平成19年6月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」及び「枚方市役所CO₂削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」を策定しました。これらの計画に基づき、公共施設の省エネルギー化や太陽光発電システムの率先導入を行いました。また、市民・事業者への太陽光発電システムの導入支援を行うとともに、「ひらかたエコライフキャンペーン」や「ライトダウンキャンペーン」、「ひらかたエコチェックDAY」を行うなど、様々な啓発イベント・キャンペーンを継続的に実施し、市民・事業者を巻き込んだ取り組みを行いました。

平成21年4月には「枚方市地球温暖化対策協議会」を設立し、省エネセミナーや啓発イベントを開催するなど、市内事業者との連携を強化し、地球温暖化防止に向けた取り組みを行いました。

(2) 自然環境の保全の取り組み

平成16年11月に「枚方市里山保全構想」を、平成18年5月に「枚方市里山保全基本計画」を策定し、「枚方市東部地域里山保全基金」の創設や各地区における森づくり委員会の開催、里山保全活動団体との意見交換会、森林ボランティアの育成事業等を通じ、里山保全の取り組みを推進しました。

第3回及び第4回の自然環境調査を実施するなど、市内の動植物の生息・生育環境等の把握を行い、生態系の保全に向けた取り組みを行いました。また、人と自然とのふれあいを図るため、自然観察会の開催や学校ビオトープ池の整備などを行いました。

(3)環境美化の取り組み

清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成 14 年に「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置等の防止対策を推進しました。また、平成 20 年には「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」を施行し、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、枚方市駅と樟葉駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域に指定しました。

(4)循環型社会の構築に向けた取り組み

平成 15 年 3 月に循環型社会の構築と焼却ごみの半減をめざして「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画」を策定しました。平成 20 年 2 月には「北河内 4 市（枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市）リサイクルプラザ かざぐるま」を稼働し、ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を全市域で開始しました。また、同年 12 月に東部清掃工場を本格稼働させました。家庭系ごみについては大型ごみの有料化の実施やスマートライフの啓発などを行うとともに、事業系ごみについてはごみの減量化と資源化に向けた指導や啓発を行うなど、市民・事業者と連携・協力を図りながら着実に取り組みを進めてきました。

平成 21 年 6 月には循環型社会の構築に向けた取り組みをさらに推進するため、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」を新たに策定しました。



東部清掃工場

2)環境を取り巻く主な社会状況等の変化

(1)地球温暖化防止に向けた取り組みの本格化

平成19年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人間活動による温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしており、近年、世界各地で異常気象の発生、氷河や北極の海氷の減少などが報告されています。

平成9年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、第一約束期間である平成20～24年の温室効果ガスの排出量を平成2年に比べて6%削減することが定められました。これを機に、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定や「京都議定書目標達成計画」の策定など、本格的な地球温暖化対策が進められるようになりました。その後、国連気候変動サミットにおいて、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスの排出量を平成32年までに25%削減する目標を表明しています。

(2)資源循環に向けた取り組みの進展

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、資源の枯渇への懸念や廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫するなど、深刻な状況を引き起こしています。また、これらの社会経済活動は、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題や自然破壊による生態系の危機などとも密接に関連しており、地球環境に大きな負荷を与えています。

国内においては「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が一体的に整備されました。その後も、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する法的基盤は整備され、平成20年には「第2次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

(3) 生物多様性の重要性の高まり

地球上の生物は、それぞれが網の目のように様々な関係でつながっており、豊かな生物多様性の恵みがあることではじめて、私たちは暮らすことができます。しかし、私たちの社会経済活動によって、生物の生息・生育環境が大きく損なわれ、生物多様性の大幅な喪失が引き起こされています。国内外でこうした生物多様性に関する関心が高まる中で、平成22年には、名古屋市において生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)が開催され、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書と、平成23年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。

国内においては、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成20年に「生物多様性基本法」が制定され、平成22年には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されています。この国家戦略の中で、危機の要因として次の「3つの危機」と「地球温暖化の危機」が指摘されています。

表 1.2.1 3つの危機と地球温暖化の危機

第1の危機 (人間活動や開発による危機)	人間活動や開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失
第2の危機 (人間活動の縮小による危機)	生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里山などの環境の質の変化、種の減少や生息・生育状況の変化
第3の危機 (人間により持ち込まれたものによる危機)	外来種や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱
地球温暖化の危機	地球温暖化によってもたらされる種の生息・生育地の縮小、消失等の影響

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「枚方市環境基本条例」第9条第1項に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、「第4次枚方市総合計画」の分野別行政計画として、環境面において具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

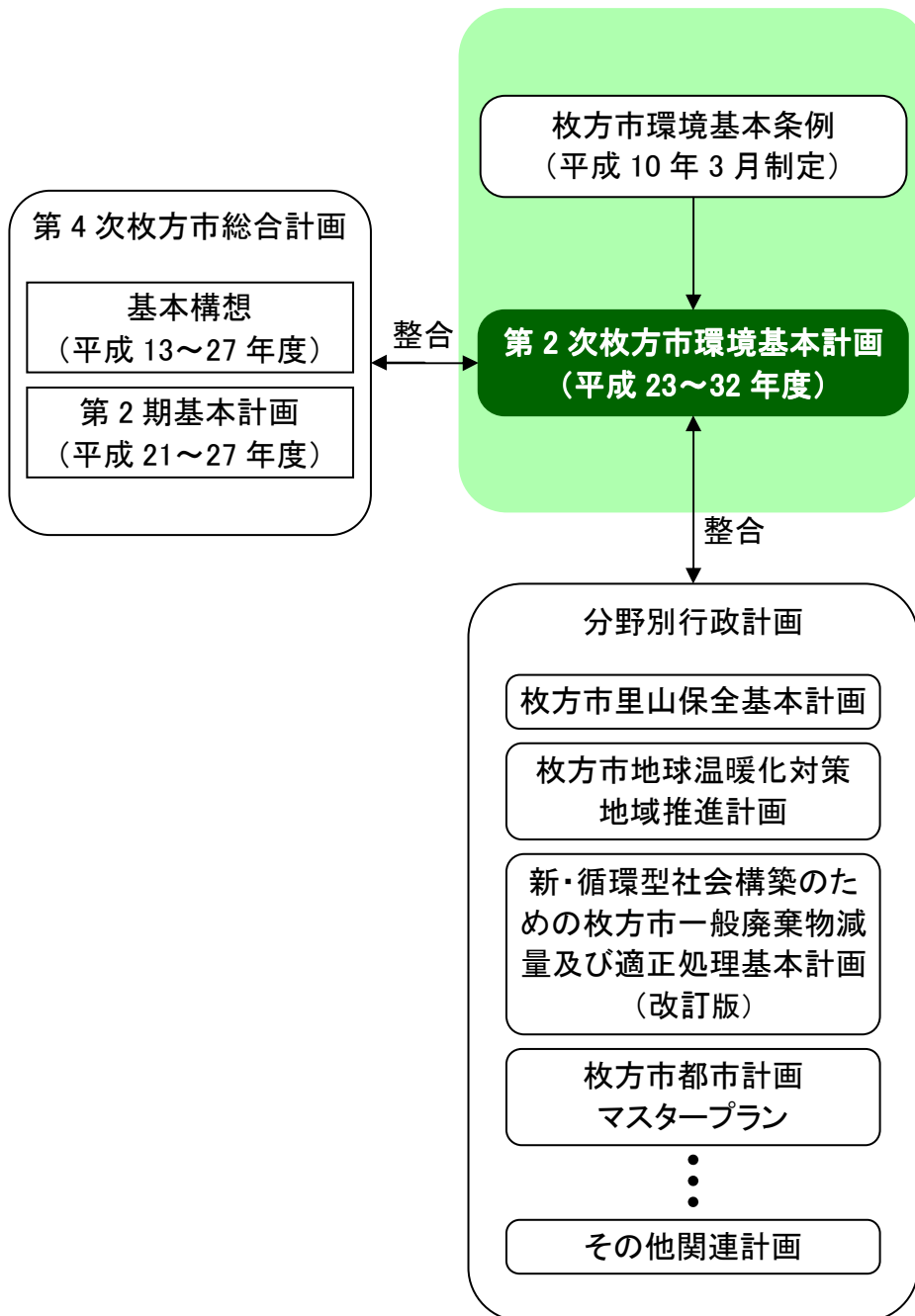


図 1.3.1 環境基本計画の位置づけ

1.4 計画の対象地域及び期間等

1) 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、枚方市全域とします。

2) 計画の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とします。

なお、本市を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います
が、概ね 5 年後に中間見直しを行います。

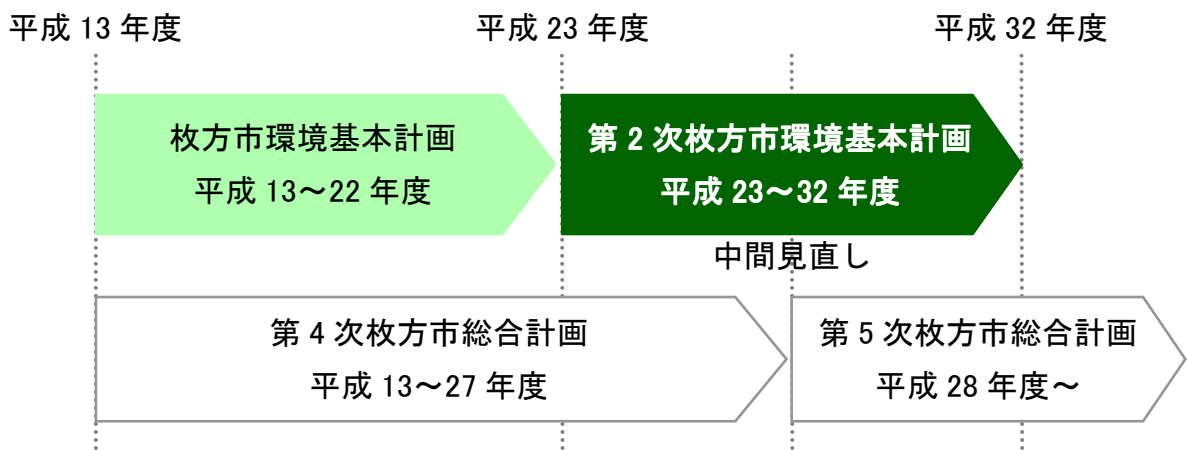


図 1.4.1 環境基本計画の計画期間

3) 計画の対象とする「環境」の範囲

本計画では、次の 4 つの視点から定義する「環境」を対象とします。

表 1.4.1 対象とする「環境」の範囲

項目	対象
地球環境	地球温暖化、エネルギー、酸性雨、オゾン層など
自然環境	里山、農地、生態系、水辺地、自然とのふれあいの場など
都市環境	都市基盤、景観、まち美化、歴史文化遺産など
生活環境	廃棄物、大気質、水質、騒音、土壌汚染、化学物質など

1.5 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

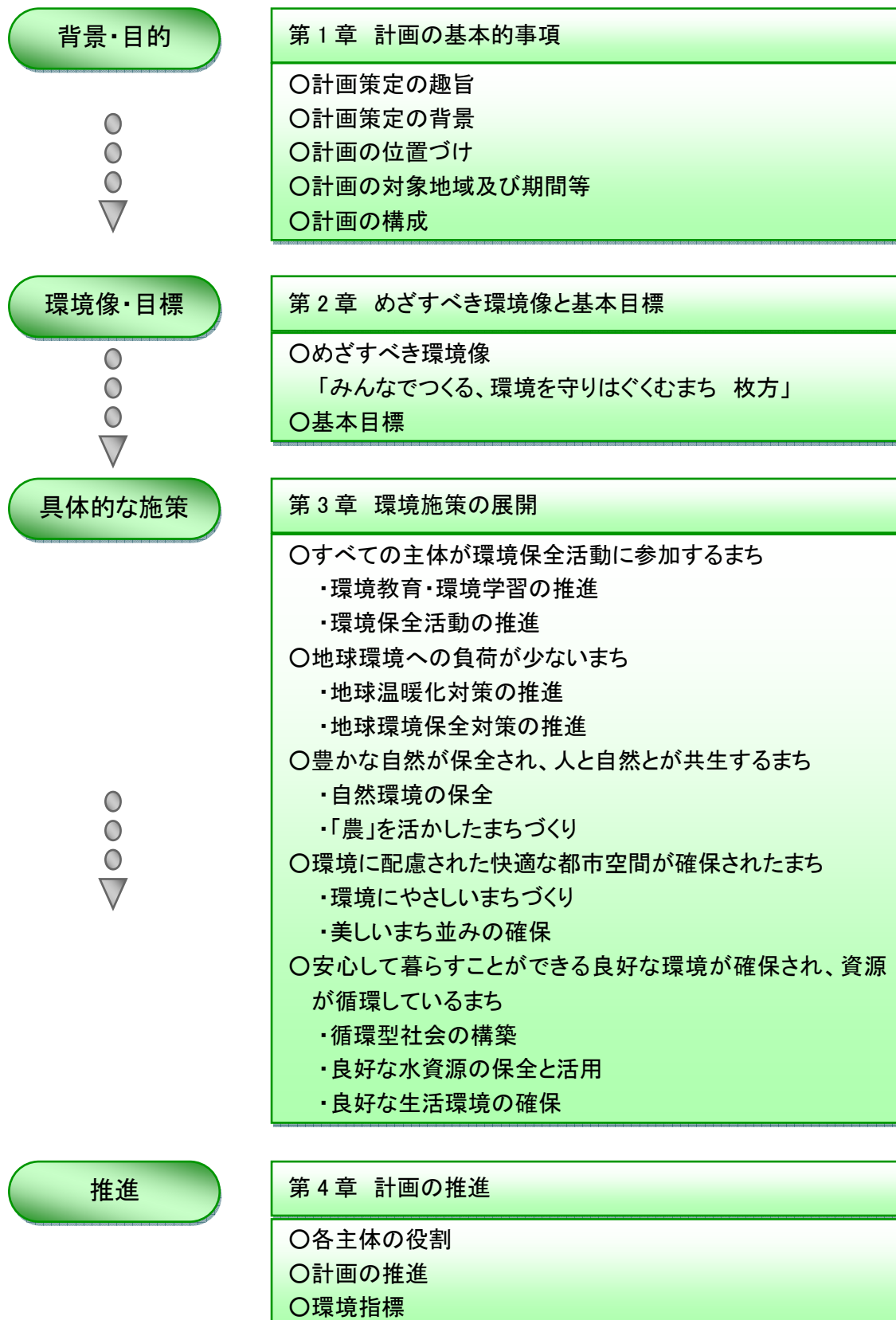
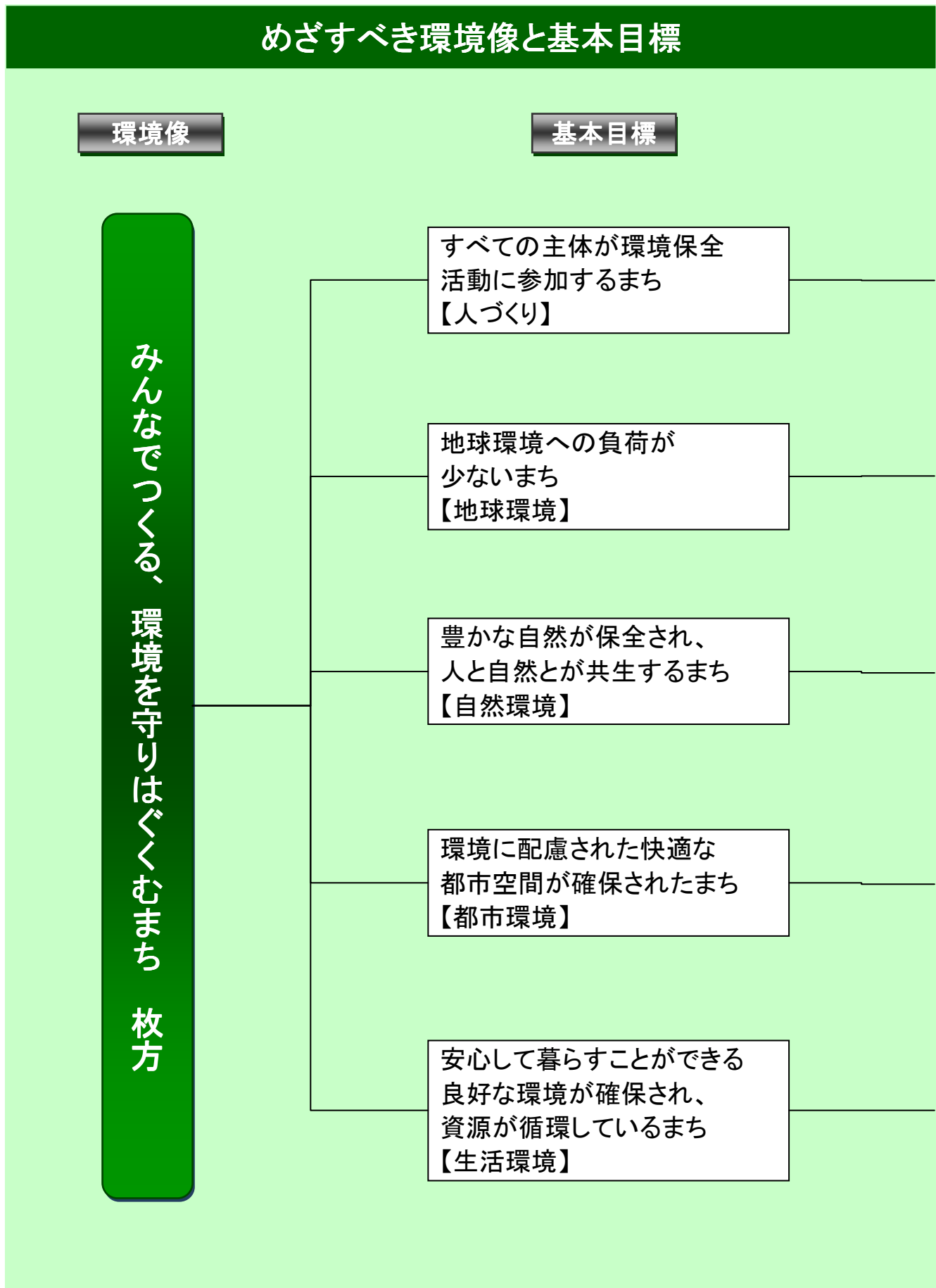


図 1.5.1 本計画の構成

■ 施策の体系



基本施策と施策分野

基本施策

施策分野

環境教育・環境学習の推進

- (1) 学校における環境教育・環境学習の推進
- (2) 地域における環境教育・環境学習の推進

環境保全活動の推進

- (1) 総合的な環境保全対策の推進
- (2) 市民・事業者の環境保全活動の促進
- (3) 環境情報の提供

地球温暖化対策の推進

- (1) 温室効果ガス排出抑制対策の推進
- (2) 再生可能エネルギー等の導入促進
- (3) ヒートアイランド対策の推進

地球環境保全対策の推進

- (1) 広域的な連携の推進

自然環境の保全

- (1) 里山の保全
- (2) 生態系の保全
- (3) 自然とのふれあいの場の確保
- (4) 緑の保全と創出

「農」を活かしたまちづくり

- (1) 「農」を守り、活かす
- (2) 「農」とのふれあいの促進

環境にやさしいまちづくり

- (1) 環境に配慮した開発への誘導
- (2) 環境負荷の少ない都市構造への転換

美しいまち並みの確保

- (1) 環境美化の推進
- (2) 良好な景観形成の推進
- (3) 歴史文化遺産の保存と活用

循環型社会の構築

- (1) 発生抑制行動の浸透
- (2) リサイクルシステムの確立
- (3) 排出者責任の徹底
- (4) 環境に配慮した処理システムの構築

良好な水資源の保全と活用

- (1) 水環境の保全
- (2) 水資源の有効活用

良好な生活環境の確保

- (1) 大気環境の保全
- (2) 騒音・振動の防止
- (3) 土壌汚染・地盤沈下の防止
- (4) 化学物質の適正管理

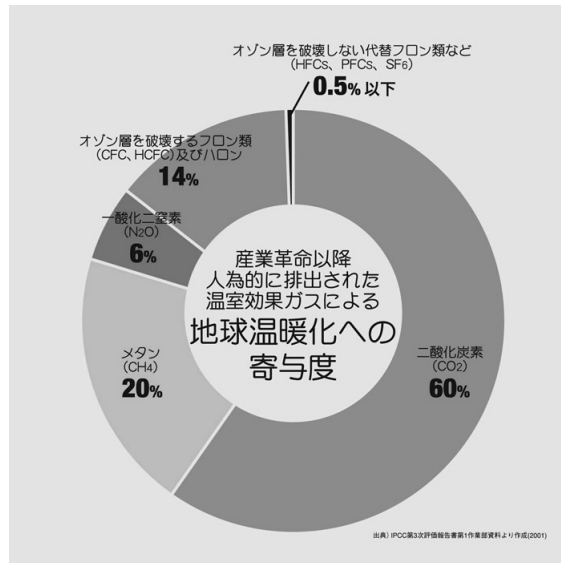
コラム

地球温暖化について

地球温暖化の原因と予測

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスには様々なものがあり、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種類を対象にしています。人為的に排出された温室効果ガスの中で、二酸化炭素はもっとも温暖化への影響度が大きいガスとなっています。

産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度が増加しています。IPCC 第4次評価報告書によると、このままでは2100年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少ない場合には約1.8℃(予測の幅は1.1~2.9℃)、最も多い場合には約4.0℃(予測の幅は2.4~6.4℃)上昇するといわれています。

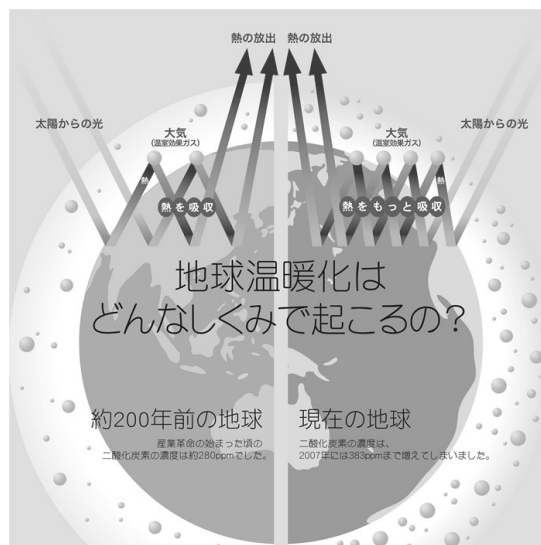


産業革命以降人為的に排出された温室効果ガスによる地球温暖化への寄与度

地球温暖化のメカニズム

現在の地球の平均気温は14℃前後です。もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、平均気温はマイナス19℃くらいになるといわれています。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地表を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、人為的に二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスが大量に排出され、これまで以上に大気中の温室効果ガスが熱を吸収するようになっています。その結果、地球の表面温度が上昇する現象が起きています。これが、問題となっている地球温暖化です。



温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター